

Route バレーボールスクール

規 約

第1条(名称)

本スクールの名称は、「Route バレーボールスクール(ルート バレーボールスクール)」(以下本スクール)と称する。

第2条(所在)

本スクールは、山梨県甲府市下飯田4丁目3番9号の9に主たる事務所を置く。

第3条(目的)

本スクールはバレーボール及びスポーツ活動を通じ、心身の発達、育成を図り、豊かな心情を育成し、健康的で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

1. 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者であること。
2. 保護者の承諾及びサポートを受けることができる者であること。
3. スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条(入会手続)

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
2. 入会申込書の提出をうけ本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は別途定める日から本スクールに参加できる。

第6条(会費等)

本スクールに入会する者は、別に定める会費を納入するものとする。

第7条(会費の不返還)

一度入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第8条(会費の滞納)

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止するか、または退会させることができる。

第9条(指導内容)

本スクールは、指導者要綱を定め、これに基づいて具体的な指導方法を決定する。

第10条(練習日・時間)

1. 本スクールの練習日、時間については本スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は定められた練習日、時間等を変更または中止することができる。
その場合は事前にスクール生に通知する。

第11条(モラル)

スクール生は次の事項を守らなければならない。

1. フェアプレー精神を主とし、スクール生全員がお互いを、そして取り巻く環境を尊重し、技術向上に努めること。
2. 本スクールの目的に沿うように努めること。
3. 練習及びスクール活動に際しては、本スクールが指定したウェア等がある場合にはそれを着用しスクール生として品位を保つよう努めること。
4. 上記モラルについては保護者においても同様に努めること。

第12条(休会)

1. 本スクールの休会(引き続き1か月以上2か月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は前月15日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は2か月以内とし休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。但し、けが等の理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等については別に定めるところによる。

第13条(退会)

1. 退会を希望するスクール生は、大会希望月の前月15日までに所定の退会届を提出しなければならない。
2. 退会后、再度入会する場合は、再度、入会金、及び年会費、月会費を支払わなければならない。

第14条(スクール生の情報変更)

スクール生は、住所・連絡先など入会申し込み内容に変更があった場合は速やかにその旨届け出なければならない。

第15条(除名)

スクール生、及び保護者又は同伴者が下記に該当する場合、本スクールはそのスクール生を除名することができる。

1. この規約に違反、又は施設利用時の注意事項を守らないとき。
2. 本スクールの名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為を行ったとき。
3. 他の施設利用者に迷惑をかけたとき。

第16条(事故の責任)

1. スクール生は必ず本スクールの指定するスポーツ安全保険に加入するものとする。
2. 本スクールの活動中に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款通りとし、本スクール及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
3. 本スクールの活動中に発生した事故、盗難、障害は本スクール、当該施設及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第17条(写真・映像の使用)

本スクールの活動での写真・映像などを本スクールホームページ、その他プロモーションに使用する場合があります。

第18条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守しプライバシーポリシーに配慮し厳正に取り扱う。

第19条(細則)

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則については、本スクールが別に定める。

第20条(附則)

本規約は2015年4月1日より試行する。

第21条(改定)

本スクールは必要に応じ、随時本規約を改定できるものとし、本規約にない事項について細則を定めることができる。